

第一百四十二条第一項第一号	発行し、又は移転	発行
第一百四十二条第一項第二号	口の数	口の口数
第一百四十二条第一項第三号	発行総数	発行総口数
第一百四十二条第一項第四号	の数	の口数

2 第百四十三条第一項から第六項まで（第四項第五号及び第六号並びに第五項第一号口及びハを除く。）の規定は前項の場合において、転換後の普通銀行が転換前の協同組織金融機関の普通出資者に対して転換に際して振替株式を発行しようとするときについて、第一百四十四条第一項及び第四項の規定はこの項において準用する第一百四十三条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ

同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一百四十三条第一項		株主及び株主名簿に記載又は記録のある質権者		普通出資者	
第一百四十三条第四項	第一百四十三条第二項	株主（株主名簿に記載又は記録のある質権者があるときは、その質権の目的である株式の株主を除く。）及び当該質権者	株主又は質権者	普通出資者	普通出資者
株主又は質権者	株主又は当該質権者	発行	普通出資者	普通出資者	普通出資者
普通出資者	普通出資者	普通出資者	普通出資者	普通出資者	普通出資者

3

第一百四十二条第一項から第六項までの規定は、合併転換法第四条第二号の規定により転換をする前の普通銀行の株式が振替株式である場合において、転換後の信用金庫が転換前の普通銀行の株主に対して転換に際して振替優先出資を発行しようとするときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第一百四十二条第一項第一号	発行し、又は移転	発行
第一百四十二条第一項第二号	イの数	イの口数
第一百四十二条第一項第三号	総数	総口数
三号イ及び第七号		

第二節 保険業法による組織変更等に係る振替

(保険会社の合併に関する記載又は記録手続)

第二百九十四条 第百四十三条第一項から第七項まで（第四項第五号及び第六号並びに第五項第一号を除く。）の規定は保険業法第百五十九条第二項第二号に掲げる場合における合併により相互会社が消滅する場合において、合併により設立される保険業を當む株式会社若しくは合併後存続する保険業を當む株式会社が消滅する相互会社の社員に対して合併に際して振替株式を発行し、又は合併後存続する保険業を當む株式会社が当該社員に対して合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第二百四十四条第一項及び第四項の規定はこの条において準用する第二百四十三条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について、それぞれ準用する。この場合において、同条中「株主及び株主名簿に記載又は記録のある質権者」、「株主（株主名簿に記載又は記録のある質権者があるときは、その質権の目的である株式の株主を除く。）及び当該質権者」、「株主又は質権者」及び「株主又は当該質権者」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

第二百九十五条 第百四十五条第一項から第四項までの規定は、保険業法第百五十九条第二項第二号の場合における合併により消滅する保険業を當む株式会社の株式が振替株式である場合において、合併によ

り相互会社が設立されるとき又は合併後相互会社が存続するときについて準用する。

(保険会社の株式交換、株式移転に関する記載又は記録手続)

第二百九十六条 第百四十三条第一項から第六項まで（第四項第五号から第七号まで及び第五項第一号口から二までを除く。）の規定は相互会社が、組織変更に際して、保険業法第九十二条の五第一項の規定により他の株式会社を組織変更後の株式会社の完全親会社とするために株式交換を行う場合又は同法第九十二条の八第一項の規定により組織変更後の株式会社の完全親会社を設立するために株式移転を行う場合において、完全親会社となる会社が株式交換若しくは株式移転に際して振替株式を発行し、又は株式交換により完全親会社となる会社が株式交換に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第一百四十三条第七項の規定は株式交換により完全親会社となる会社が株式交換に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第一百四十四条第一項及び第四項の規定はこの条において準用する第一百四十三条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替え

るものとする。

四〇六

第一百四十三条第一項		消滅会社は	完全子会社となる相互会社は
合併をする時期	、当該消滅会社	株式交換の日又は株式移転をする時期	、当該相互会社
、記録のある質権者	株主及び株主名簿に記載又は	社員	
当該新設会社又は当該存続会社が合併の日	当該完全親会社となる会社が株式交換の日の前日又は株式移転の日の前日		
消滅会社	完全子会社となる相互会社	社員	
株主（株主名簿に記載又は記録のある質権者があるときは、その質権の目的である株式の株主を除く。）及び当該			

第一百四十三条第三項 二号	第一百四十二条第一項第 二号	合併の日	株主又は質権者	質権者	社員
新設会社又は存続会社は、合 存続会社が	株主又は当該質権者	消滅会社	株主又は質権者	消滅会社	完全子会社となる相互会社
新設会社又は存続会社	完全親会社となる会社	新設会社又は存続会社	完全親会社となる会社	新設会社又は存続会社	株式交換の日の前日又は株式移転の日の前 日
株式交換により完全親会社となる会社が	社員	存続会社	社員	完全親会社となる会社	株式交換の日の前日又は株式移転の日の前 日

合併	存続会社	株主又は質権者	社員	株式交換の日又は株式移転の日前日	式移転に際して
第一百四十三条第四項第 二号	消滅会社	完全子会社となる相互会社	完全親会社となる会社	株式交換の日又は株式移転の日	株式交換の日の前日又は株式移転の日の前
第一百四十三条第四項第 三号	株主又は質権者	社員	新設会社又は存続会社	合併の日	合併の日
第一百四十三条第四項第 一号		株主又は質権者	株主	株式交換の日又は株式移転の日	株式交換の日又は株式移転の日

九号	
第一百四十三条第七項 当該存続会社	当該会社
合併の日	株式交換の日

第三節 証券取引法による合併に係る振替

(証券取引所の合併に関する記載又は記録手続)

第一百九十七条 第百四十三条第一項から第七項まで（第四項第五号及び第六号並びに第五項第一号口及びハを除く。）の規定は証券取引法第百三十六条第二項第二号に掲げる場合における合併により会員証券取引所（同法第八十七条の四第一項に規定する会員証券取引所をいう。以下この条において同じ。）が消滅する場合において、合併により設立される株式会社証券取引所（同法第八十七条の四第二項に規定する株式会社証券取引所をいう。以下この条において同じ。）若しくは合併後存続する株式会社証券取引所が消滅する会員証券取引所の会員に対して合併に際して振替株式を発行し、又は合併後存続する株式会社証券取引所が当該会員に対して合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第一百四十四条第一項及び第四項の規定はこの条において

準用する第百四十三条第一項本文の申出により振替機関等が開設した口座について、それぞれ準用する。この場合において、同条中「株主及び株主名簿に記載又は記録のある質権者」、「株主（株主名簿に記載又は記録のある質権者があるときは、その質権の目的である株式の株主を除く。）及び当該質権者」、「株主又は質権者」及び「株主又は当該質権者」とあるのは、「会員」と読み替えるものとする。

第十三章 その他の有価証券に表示されるべき権利の振替

（その他の有価証券に表示されるべき権利に関する社債等に係る規定の準用）

第一百九十八条 第二条第一項第二十三号に掲げるもののうち次の各号に掲げるものの振替については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。この場合において、当該規定の準用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 一 第二条第一項第一号に掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの 第四章の規定
- 二 第二条第一項第十二号に掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの 第七章の規定
- 三 第二条第一項第十三号に掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの 第八章の規定
- 四 第二条第一項第十四号に掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの 第九章の規定

五 第二条第一項第十五号に掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの 第十章の規定

附則第十条中「並びに第六章」を「から第十三章まで」に、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同条の表第五十八条の項を削り、同表第百四十五条第二号の項中「第百四十五条第二号」を「第三百十八条第二号」に改める。

附則第十九条中「規定」の下に「第五十八条第一号から第七号まで及び第九号から第五十二号まで、」を「第六章」の下に「から第十三章まで」を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同条の表第五十八条の項を削り、同表第百十一条第一項の項中「第百十一条第一項」を「第百十一条」に改める。

附則第二十七条第一項中「第百一十七条まで」の下に「並びに第七章から第十三章まで」を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同項の表第五十八条の項を削る。

附則第二十八条第一項中「第百一十七条まで」の下に「並びに第七章から第十三章まで」を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第百四十五条第二号の項中「第百四十五条第二号」を「第三百十八条第二号」に改める。

附則第二十九条第一項中「第一百一十七条まで」の下に「並びに第七章から第十三章まで」を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第一百四十五条第二号の項中「第一百四十五条第一号」を「第三百十八条第一号」に改める。

附則第三十条第一項中「第一百一十七条まで」の下に「並びに第七章から第十三章まで」を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第一百四十五条第一号の項中「第一百四十五条第二号」を「第三百十八条第二号」に改める。

附則第三十一条第一項中「第一百一十七条まで」の下に「並びに第七章から第十三章まで」を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第一百四十五条第一号の項中「第一百四十五条第二号」を「第三百十八条第二号」に改める。

附則第三十二条第一項中「(第一百二十一條において準用する第六十六条(第一号を除く。)に規定する振替投資信託受益権をいう。)」を削り、「第一百一十七条まで」の下に「並びに第七章から第十三章まで」を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第一百四十五条第一号の項中「第一百四十五条第二号」を「第三百十八条第二号」に改める。

附則第三十三条规定中「投資信託委託業者をいう。以下この条」を「投資信託委託業者をいう。以下この条及び附則第三十八条」に、「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「同法第二条第二項」を「投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項」に改め、「委託者非指図型投資信託をいう。」の下に「附則第三十八条において同じ。」を加える。

附則第三十四条第一項中「（第百一十三条において準用する第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替貸付信託受益権をいう。）」を削り、「第百一十七条まで」の下に「並びに第七章から第十三章まで」を加え、「次条及び第三十六条」を「及び次条から第四十一一条まで」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第一百四十五条第二号の項中「第一百四十五条第一号」を「第三百十八条第一号」に改める。

附則第三十五条第一項中「（第二百一十五条规定において準用する第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替特定目的信託受益権をいう。）」を削り、「第二百一十七条」の下に「並びに第七章から第十三章まで」を、「次条」の下に「から第四十二条まで」を加え、同項の表第五十八条の項を削り、同表第二百四十五条第二号の項中「第二百四十五条第二号」を「第二百十八条规定」に改める。

附則第三十六条规定第一項中「第一百四条」の下に「並びに第七章から第十三章まで」を加え、「及び第十

九条から前条まで」を「第十九条から前条まで及び次条から第四十二条まで」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第一百四十五条第二号の項中「第一百四十五条第二号」を「第三百十八条第二号」に改める。

附則第四十条中「及び第三十六条第二項」を「第三十六条第二項、第三十七条第二項、第三十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第四十二条第二項」に改め、同条を附則第四十六条とする。

附則第三十九条を附則第四十五条とする。

附則第二十八条中「及び第三十六条第二項」を「第三十六条第二項、第三十七条第二項、第三十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第四十二条第二項」に改め、同条を附則第四十四条とする。

附則第三十七条第一項中「及び前条第二項」を「第三十六条第二項、第三十七条第二項、第三十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項及び前条第三項」に改め、同条を附則第四十三条とする。
附則第三十六条の次に次の六条を加える。

(併合又は分割の定めがある振替投資信託受益権の特例)

第三十七条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）附則第一条本文に規定する施行日（以下附則第四十一条第一項までにおいて「新受入終了日」という。）までに設定された投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託又は外国投資信託の受益権（契約において併合又は分割の定めがあるものに限る。）であつて、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの（次項及び次条において「特例投資信託受益権」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替投資信託受益権とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第一百三十三条から第一百二十条まで、第一百二十一條において準用する第六十六条第二号、第六十九条、第八十七条及び第一百四十二条第二項、第一百二十三条から第一百二十七条まで並びに第七章から第十三章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び第三十九条から第四十二条までの規定並びにこれららの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一百二十二条の表第七

十八条第一項の項

発行総額（償還済みの額）	の発行総額（償還済みの額）
総発行口数（償還済み又は解約済みの口数）	について振替受入簿に記載され、又は記録された口数の合計口数（分割により増加した口数を含み、併合により減少した口数、当該記載又は記録の効力が生じなかつた場合における当該記載又は記録に係る口数及び償還済み又は解約済みの口数
保有欄	第一百二十二条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）
発生、移転又は消滅	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入
第一百二十二条において準用する第七十八条第	

			簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。)
二項		より当該	より当該口座における当該
	第一百二十一條において 準用する第七十九條第 二項第二号	発生、移転又は消滅	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の 発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入 簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）
一項	第三百十八條第二号	振替社債	附則第三十七条第一項に規定する特例投資 信託受益権
	の規定により	及び附則第三十七条第二項において読み替 えて準用する附則第十六条第四項の規定に より	2 附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条か ら第十八条までの規定は、特例投資信託受益権について準用する。この場合において、次の表の上欄に

掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第十二条第一項第一号	金額	口数
附則第十二条第一項第二号	社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券をいう）	受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律第五条第一項及び第四十九条の五第一項に規定する受益証券をいい、これに類する外国投資信託の受益証券を含む）
附則第十四条第二項本文	社債券（弁済期が到来していない利札が欠けていないものに限る。）	受益証券
附則第十四条第五項第二号及び第三号	金額の増額	口数の増加

附則第十四条第五項第 三号イ	金額	口数
附則第十五条及び第十 六条第四項	社債券	受益証券
附則第十七条第一項第 二号	総額	総口数

第三十八条 委託者指図型投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託をいう。）の特例投資信託受益権に係る投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託業者が、当該特例投資信託受益権に係る投資信託約款について、当該投資信託委託業者が受益者を代理して当該特例投資信託受益権の振替受入簿の記載又は記録を申請することができる旨の変更を行おうとする場合に係る同法第三十条の規定の適用については、同条中「当該投資信託約款に係る知られたる受益者」とあるのは、「当該投資信託約款に係る知られたる受益者（その特例投資信託受益権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）附則第三十七条第一項に規定する特例投資信託

受益権をいう。）について、同法の規定により振替受入簿の記載又は記録を申請することについて投資信託委託業者に対し代理権を付与することについて同意をしている受益者を除く。）」とする。委託者非指図型投資信託の特例投資信託受益権に係る投資信託財産の運用を行う信託会社等が、当該特例投資信託受益権に係る投資信託約款について、当該信託会社等が受益者を代理して当該特例投資信託受益権の振替受入簿の記載又は記録を申請することができる旨の変更を行おうとする場合に係る同法第四十九条の十一において準用する同法第三十条の規定の適用についても、同様とする。

（併合又は分割の定めがある振替貸付信託受益権の特例）

第三十九条 新受入終了日までに設定された貸付信託法に規定する貸付信託の受益権（契約において併合又は分割の定めがあるものに限る。）であつて、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の信託約款の変更を行つたもの（次項において「特例貸付信託受益権」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替貸付信託受益権とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第一百十三条から第一百二十二条まで、第一百二十三条において準用する第六十六条第二号、第六十九条、第八十七条及び第一百十四条第一項、第一百二十四条から第一百二十七条まで並びに